

仙台市の就学支援の在り方検討について

1 検討の趣旨

本市の障害のある児童生徒の学びの場の選択については、平成 13 年度に「就学指導検討委員会」を設置し、2 か年をかけて望ましい就学指導の在り方を検討し、その報告を基調として推進してきた。この間、「障害者の権利に関する条約」の批准を始め、障害者に関する社会状況に大きな変化があった。これらを受け、特別支援教育においてもインクルーシブ教育の考え方が取り入れられてきた。

本市においては、平成 26 年度に、平成 25 年 9 月の障害のある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正を受け、「仙台市就学指導委員会」の名称を「仙台市就学支援委員会」に変更している。また、平成 30 年度に「仙台市特別支援教育推進プラン 2018」を策定し、「多様な学びの場の一層の整備」を重点施策の一つとして掲げ、その推進のための事業を展開している。

先の検討委員会の報告からすでに 17 年が経過しており、障害のある児童生徒とその保護者、また、教育委員会や学校を取り巻く環境は、大きく変化してきている。このような状況を踏まえ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の選択に一層柔軟に対応する体制を構築するため、今後の本市の就学支援の方向性を示す「仙台市の就学支援の在り方」について検討する。

2 検討事項

- (1) 本市の就学支援に係る体制に関すること
- (2) 仙台市就学支援委員会の審議等に関すること
- (3) 学びの場の選択に係る関係行政機関等との連携に関すること
- (4) その他学びの場の選択に関すること及び個に応じた一貫した支援に関すること

3 検討期間

令和 2 年度～令和 3 年度

4 仙台市特別支援教育推進プラン 2018 との関連

「テーマ 2 つくる」

- (1) 多様な学びの場の充実

通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室など、多様な学びの場の選択を可能にするために、環境の充実や仕組みの整備を図る。

- (3) 校内就学支援体制の充実

障害のある児童生徒の相談機能の充実を図る。